

訪問看護ステーション 料金一覧表

令和6年6月改定分

★介護保険 介護予防訪問看護(天理市・橿原市・大和高田市)

＜要支援1・2＞

☆地域区分別単価(7級地 10.21円) で計算した金額です。

【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

＜看護師・准看護師による訪問の場合＞

提供時間帯 昼間 (8時 ~ 18時)						
20分未満	看護師による場合	303単位	3,093円	310円	619円	928円
	准看護師による場合	273単位	2,787円	279円	558円	837円
20分以上30分未満	看護師による場合	451単位	4,604円	461円	921円	1,382円
	准看護師による場合	406単位	4,145円	415円	829円	1,244円
30分以上1時間未満	看護師による場合	794単位	8,106円	811円	1,622円	2,432円
	准看護師による場合	715単位	7,300円	730円	1,460円	2,190円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,090単位	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
	准看護師による場合	981単位	10,016円	1,002円	2,004円	3,005円

提供時間帯 早朝 (6時 ~ 8時)、夜間 (18時 ~ 22時)						
20分未満	看護師による場合	379単位	3,869円	387円	774円	1,161円
	准看護師による場合	341単位	3,481円	349円	697円	1,045円
20分以上30分未満	看護師による場合	564単位	5,758円	576円	1,152円	1,728円
	准看護師による場合	508単位	5,186円	519円	1,038円	1,556円
30分以上1時間未満	看護師による場合	993単位	10,138円	1,014円	2,028円	3,042円
	准看護師による場合	894単位	9,127円	913円	1,826円	2,739円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,363単位	13,916円	1,392円	2,784円	4,175円
	准看護師による場合	1,226単位	12,517円	1,252円	2,504円	3,756円

提供時間帯 深夜 (22時 ~ 6時)						
20分未満	看護師による場合	455単位	4,645円	465円	929円	1,394円
	准看護師による場合	410単位	4,186円	419円	838円	1,256円
20分以上30分未満	看護師による場合	677単位	6,912円	692円	1,383円	2,074円
	准看護師による場合	609単位	6,217円	622円	1,244円	1,866円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,191単位	12,160円	1,216円	2,432円	3,648円
	准看護師による場合	1,073単位	10,955円	1,096円	2,191円	3,287円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,635単位	16,693円	1,670円	3,339円	5,008円
	准看護師による場合	1,472単位	15,029円	1,503円	3,006円	4,509円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合＞

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
1日に2回までの場合	昼間(8時~18時)	283単位	2,889円	289円	578円	867円
	早朝・夜間 (※)	354単位	3,614円	362円	723円	1,085円
	深夜(22時~6時)	425単位	4,339円	434円	868円	1,302円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時~18時)	142単位	1,449円	145円	290円	435円
	早朝・夜間 (※)	177単位	1,807円	181円	362円	543円
	深夜(22時~6時)	212単位	2,164円	217円	433円	650円

(※) 早朝…6時~8時、夜間…18時~22時

【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算 (1回当たり)	30分未満	254単位	2,593円	260円	519円	778円
	30分以上	402単位	4,104円	411円	821円	1,232円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ハA. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
ハB. 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月につき	574単位	5,860円	586円	1,172円	1,758円
ニA. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
ニB. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,552円	256円	511円	766円
ホA. 初回加算(Ⅰ)	初回のみ	350単位	3,573円	358円	715円	1,072円
ホB. 初回加算(Ⅱ)	初回のみ	300単位	3,063円	307円	613円	919円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
ト. 口腔連携強化加算	1月につき	50単位	510円	51円	102円	153円
チ. 専門管理加算	1月につき	250単位	2,552円	256円	511円	766円

- イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。
- ハA. 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) …①利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に
 常時対応できる体制にある場合に加算します。
 ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合に加算します。
- ハB. 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) …利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ニ. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
- ホA. 初回加算(Ⅰ) …初めに初回看護計画を作成した利用者に対し、入院、診療所等から退院した日に
 訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に算定します。
- ホB. 初回加算(Ⅱ) …新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ヘ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ト. 口腔連携強化加算…①事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関およびケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合に加算します。

チ. 専門管理加算…以下イ・ロの看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定
します。

イ 緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師

ロ 特定行為研修を修了した看護師